

ARG-No. 4 株を利用して生産された L-アルギニンに係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「ARG-No. 4 株を利用して生産された L-アルギニン」について、平成 29 年 4 月 13 日付けで味の素株式会社から遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があつたため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、L-アルギニンの生産性を向上させるため、*Escherichia coli* K-12 株の突然変異株を宿主とし、L-アルギニンの生合成に関与する遺伝子の導入等を行った ARG-No. 4 株を利用して生産された L-アルギニンである。本組換え体は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来の L-アルギニンと比較して、利用目的や利用方法に関して相違はない。

4. 備考

申請者は、本申請品目については、

- ・食品添加物公定書規格を満たしていること、
- ・非有効成分が有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成 16 年 3 月 25 日 食品安全委員会決定）」附則）の要件を満たすとしている。